

新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定事業実施要綱

第1 (目的)

この要綱は、新商品の生産又は新役務の提供（技術の高度化若しくは経営の効率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与する商品又は役務の生産又は提供をいう。以下「新商品の生産等」という。）によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（新たな事業分野の開拓を図る新規の創業者を含む。以下「事業者」という。）を県が認定し、当該事業者が生産する新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）を県が随意契約で率先して調達することによって事業者の販路開拓を積極的に支援し、もって新産業の育成を図ることを目的とする。

第2 (申請者の要件)

- 1 本事業において申請できる事業者は、県内に事業所を有する中小企業者であつて、次に掲げる商品（医薬品を除く。）又は役務を県内で生産又は提供する者とする。
 - (1) 中小企業等経営強化法等（平成11年法律第18号）に基づく県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品又は提供する役務
 - (2) 富山プロダクツとして選定された商品
 - (3) 富山県深層水協議会ブランドマークの使用許諾を受けた商品
 - (4) 国、県又は富山県新世紀産業機構の助成を受けて研究開発した商品又は役務
 - (5) 県が実施する起業講座のビジネスプラン発表会で入賞した事業計画に基づいて生産する商品又は提供する役務
 - (6) 県が実施するとやまスタートアップ「T-Startup」創出事業の選定企業が選定期間中に県が支援した事業計画に基づいて生産する商品または提供する役務
 - (7) 新事業分野を開拓しようとする者が生産する商品又は提供する役務で、公的試験研究機関の推薦を受けたもの
- 2 本事業の対象となる商品又は役務は、県の機関において用途が見込まれるものでなければならない。
- 3 公共工事用資材に関しては、次に掲げる項目のうち、いずれかに適合し、又は準じているなど、一定の品質を確保しているものでなければならない。
 - (1) 日本工業規格
 - (2) 富山県土木部 土木工事共通仕様書、農林水産部 土木工事等共通仕様書（富山県）

第3 (実施計画の認定申請)

- 1 認定を受けようとする事業者は、新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）に係る認定申請書（様式1号）を知事に提出する。
- 2 前項の申請書には次の書類を添付する。

- (1) 定款（法人に限る。）
- (2) 最近2営業期間の決算書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書
- (3) その他新商品等に関する資料（技術に関する計画である場合は、公的試験研究機関で採取したデータを添付すること）

第4 （認定検討会の設置）

- 1 知事は、事業者の実施計画を検討し、新商品等の品質や性能を評価するため、新事業分野開拓事業者認定検討会（以下「認定検討会」という。）を設置する。
- 2 認定検討会は、次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 事業者の認定に関すること
 - (2) 新商品等の品質及び性能についての評価に関すること
- 3 知事は、次に掲げる職にある者の中から検討委員を委嘱し、認定検討会は、必要と認めたときは関係者の出席を求めることができる。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 中小企業の支援機関の職員
 - (3) 試験研究機関の職員
 - (4) 行政機関の職員
 - (5) その他知事が必要と認めた者
- 4 認定検討会の議長は、スタートアップ創業支援課長の職にある者をもって充てる。

第5 （事業者の認定）

- 1 知事は、事業者から認定申請書が提出されたときは、認定検討会の検討内容を参考にし、実施計画が第6に定める認定基準に適合すると確認されたものについて、認定申請した事業者を新事業分野開拓事業者と認定する。
- 2 知事は、前項の確認（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者から提出された実施計画に係るものに限る。）にあたっては、あらかじめ、当該実施計画が第6に定める認定基準に適合するものかどうかについて、2人以上の学識経験者の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項により事業者を認定したときは、認定書（様式2号）を交付する。
- 4 第1項に定める認定期間は、認定日から起算して3年を経過する日が属する年度の末日までとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、経済情勢に大きな影響があるとスタートアップ創業支援課長が認める特段の事情がある場合は、認定事業者の申請により、認定期間を1年間延長することができる。

第6 （実施計画の認定基準）

- 1 事業者が作成した実施計画が、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 当該事業に係る新商品等が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。
 - (2) 当該事業に係る新商品等が技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
 - (3) 当該事業に係る新商品等が、申請日において販売又は提供開始後3年以内のものであること。
 - (4) 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
 - (5) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
 - (6) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

第7 (新商品等の評価)

- 1 県の機関において調達された新商品等については、その品質及び性能について認定検討会の評価を受けるものとする。
- 2 評価の対象となる商品及び役務は、評価のための認定検討会の前回の開催から今回の開催までの間に県において調達した商品及び役務とする。
- 3 認定検討会の意見は、認定事業者に対して、通知するものとする。

第8 (実施計画の変更)

- 1 認定事業者は、実施計画を変更しようとするときは、知事に変更認定申請書(様式3号)を提出し、知事の認定を受けなければならない。
- 2 知事は、認定事業者から変更認定申請書が提出されたときは、変更後の実施計画が第5に定める要件に適合することを確認する。
- 3 第5第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第9 (認定の取消し)

- 1 知事は、認定事業者が実施計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 前項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とする。

第10 (県における調達)

県は、物品の購入、借入れ等を行う場合及び役務の提供を受ける場合は、認定された事業者が生産又は提供する新商品等の性能、品質、数量、価格等について考慮し、その優先的な調達に努める。

第11 (報 告)

- 1 知事は、必要があるときは、事業者に対して実施計画について報告を求めることができる。
- 2 事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、知事に対し届けなければならない。

第12 (庶 務)

事業者の認定に関する事務は、商工労働部地域産業振興室スタートアップ創業支援課長において処理する。

第13 (その他)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年度に認定を受けた事業者の新商品については、その品質及び性能について認定審査会の評価を受けるものとし、県の購入に適当な商品であると評価されたものについては、事業者の申請により、認定期間を3年以内の期間を定めて延長することができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。